

別表 中小企業・団体の範囲

1 中小企業

株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 特例有限会社	以下の業種ごとのいずれかを満たす者	
	業 種	要 件
	サービス業	本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下 常時使用する従業員の数が 100 人以下
	小売業 (飲食店を含む)	本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下 常時使用する従業員の数が 50 人以下
その他の業種	本金の額又は出資の総額が 3 億円以下 常時使用する従業員の数が 300 人以下	
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合		

2 団体

一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO 法人等で、常時使用する従業員の数が 100 人以下のもの。